

住

実家の相続と 「空き家問題」

「父が他界した」「母が施設に入所した」などの理由で主のいなくなった実家。増え続ける「空き家」が社会問題となっています。ここでは放置され、周辺に迷惑をかける空き家所有者の状態について認識し、あなた自身が「放置空き家」の所有者にならないために今、できる事を考えましょう。

なぜ「放置空き家」になるの？

管理・処分しないで放置する原因

所有の
状態

親族間
トラブル

解体後の
固定資産税
増額

解体費用が
高い

定期的に
管理をしましよう

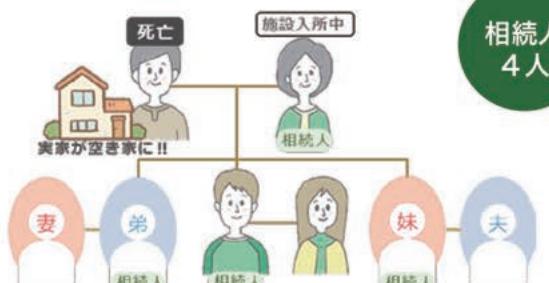


屋根や外壁の飛散や
防犯、環境衛生面など
周辺の住民に迷惑をかける

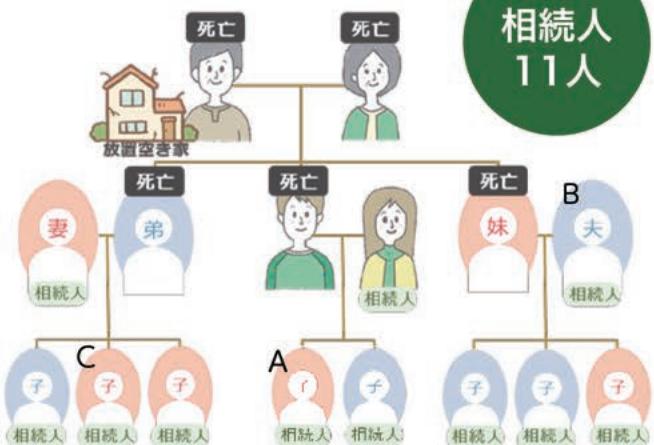


「放置空き家」の所有者は、複数の相続人であることが多い

「放置空き家」所有の状態



20年後



所有者の死亡後、母と子3人で所有者を1人に変更しておけば良かったが、相続の手続きを何も行わなかったので、更に相続人が増えてしまった。「空き家」も誰も管理しなくなり「放置空き家」となってしまった。

解体や売却をするにも相続人全員の同意が必要

相続人の声



Aさん 住んでいたのは父親の代までで、自分はあの家に住んだ事もないから関係ない



Bさん 妻の実家については、妻の兄弟の配偶者や子どもたちがいるから、自分には関係ない



Cさん 相続により、まさか自分が相続人になっていると思ってもみなかった

負の財産は所有者なのに他人事になり、責任感がなくなります

「放置空き家」にしないために

- 法務局で「登記簿」を取得し、今住んでいる家の所有者を確認しましょう
- 所有者が先祖の場合は、早急に相続の手続きを行い、所有者を明確にしましょう
- 空き家になる前に「実家の将来」について親族と話し合いをしましょう
- 使用しない・使用予定のない「空き家」は、処分（解体、売却）しましょう

詳しくは

住まい支援課 ☎0954-23-9221

相続・遺言・登記などに関する相談

佐賀県弁護士会 ☎0952-24-3411

佐賀県司法書士会 ☎0952-29-0635